

環生第02-282号
子福第07-622号
令和7年3月31日

関係私立学校設置者 様

三重県環境生活部長
三重県子ども・福祉部長

令和7年度以降の私立学校振興助成法第14条第2項の規定による
監査の内容等について（通知）

この度、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正後の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「改正助成法」という。）第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類について、別紙1のとおり令和7年三重県告示第153号及び第155号のとおり定められたので通知します。

また、本告示を踏まえた監査の具体的内容及び取扱い等については下記のとおりです。監査を依頼される公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）と協議のうえ対応くださいますようお願いいたします。

記

第一 監査対象法人等について

1 監査対象法人について

改正助成法第9条の規定に基づき、本県及び他の都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人（同法附則第2条により、学校法人以外の私立学校の設置者を含む。以下「助成対象学校法人」という。）のうち、会計監査人（私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「改正私学法」という。）第80条に規定する会計監査人をいう。）を置かない学校法人は、同法第14条第2項の規定に基づき、計算書類（改正私学法第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。以下同じ。）及びその附属明細書（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書）について、令和7年三重県告示第153号により、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。

2 監査義務の免除について

改正助成法第 14 条第 2 項ただし書きの規定により、補助金の額が少額であって、知事の許可を受けた学校法人は、その許可を受けた会計年度については前項の監査義務を免除されるものであること。

この場合の「補助金の額が少額」であるとは、一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が 1,000 万円に満たない場合を意味するものであること。

第二 監査の内容等について

令和 7 年三重県告示第 153 号による令和 7 年度以降の監査の具体的内容は、次のとおりであること。

1 貸借対照表について

(1) すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 28 号）による改正後の学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号。以下「新基準」という。）の定めるところに従って正しく計上されているかどうか。

ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。

イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

(2) 減価償却資産は、新基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(3) 金銭債権は、新基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(4) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

(5) 基本金及び繰越収支差額は、新基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(6) 貸借対照表の表示方法は、新基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法、表示方法及び様式は、新基準第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条に従っているかどうか。

2 事業活動収支計算書について

(1) 事業活動収支計算は、新基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

エ 次の点については、特に留意すること。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び取崩額は、正しく計上されているかどうか。

- (エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。
- (2) 事業活動収支計算書の表示方法は、新基準の定めるところに従っているかどうか。
記載科目、記載方法及び様式は、新基準第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に従っているかどうか。
- (注) 事業活動収支内訳表については、私立学校振興助成法施行規則第 2 条に基づき所轄庁へ提出する書類であるが、監査事項からは除外されていること。

3 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算は、新基準の定めるところに従って行われているかどうか。
 - ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。
 - イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。
 - ウ 次の点については、特に留意すること。
 - (ア) 収支の繰上げ又は繰下げが行われていないかどうか。
 - (イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。
 - (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
 - (エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
 - (オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (2) 資金収支計算書の表示方法は、新基準の定めるところに従っているかどうか。
記載科目、記載方法及び様式は、新基準第 35 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条に従っているかどうか。
- (注) 資金収支内訳表については、私立学校振興助成法施行規則第 2 条に基づき所轄庁へ提出する書類であるが、監査事項からは除外されていること。

4 計算書類の注記について

第二の 1～3 の計算書類の注記は、新基準第 40 条に従って記載されているかどうか。

5 附属明細書について

附属明細書の記載方法及び様式は、新基準第 41 条及び第 42 条に従っているかどうか。

6 収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について

- (1) 会計処理及び貸借対照表、損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。
- (2) 貸借対照表、損益計算書の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

7 監査の手続について

第二の1～6の監査（改正助成法第14条第2項に基づく公認会計士等の監査）は、「学校法人内部の正規の手続」として改正私学法第104条第3項に規定する理事会による承認の後に行うこと。

8 人件費支出内訳表の監査について

- (1) 令和7年三重県告示第155号により、私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告とするとされていること。
- (2) 前号の監査は、「学校法人内部の正規の手続」の後に行い、「学校法人内部の正規の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。
- (3) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、本項第1号の監査（令和7年三重県告示第155号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査）と第二の1～6の監査（改正助成法第14条第2項に基づく公認会計士等の監査）を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

第三 監査報告について

監査報告は、監査内容に対する監査結果の記載漏れのないようにするとともに、特に改善を要する事項あるいは判然としない事項又は指導された事項等について具体的に別記すること。

第四 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士等が貴法人と、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参考とすること。

第五 知事への書類の提出について

知事への書類の提出については、次のことに留意されたい。

1 提出書類について

- (1) 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするものは、改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、監査報告（改正助成法第 14 条第 3 項の監査報告をいう。なお、会計監査人設置法人にあっては改正私学法第 86 条第 2 項の会計監査報告をいう。以下同じ。）を添付して、知事に提出することとされていること。
- (2) 同条第 4 項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査報告の添付の免除については、本通知の第一の 2 の取扱いのとおりとすること。
- (3) 私立学校振興助成法施行規則第 2 条の規定に基づき、知事への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに知事が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (4) 知事が定める書類は、令和 7 年三重県告示第 155 号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。

2 提出期日について

改正助成法第 14 条第 4 項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに知事宛に提出すること。

3 提出方法等について

- (1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

ア 計算書類及びその附属明細書

新基準の第一号様式から第四号様式、注記事項（新基準第 40 条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。

また、会計監査人設置学校法人等であって、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 21 号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 43 条第 2 項の規定により準用する改正私学法第 104 条第 2 項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収

益事業の損益計算書)の後に追加すること。

イ 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。

(2) 監査報告の原本が電子形式である場合には、当該監査報告(電子署名のあるものを必要とすること。)のほか、計算書類及びその附属明細書(収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。第五の3(3)及び(4)において同じ。)を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告(電子署名のあるものを必要とすること。)及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

(3) 監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該監査報告(署名のあるものを必要とすること。)を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告(署名のあるものを必要とすること。)を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

なお、必要やむを得ない場合には、紙媒体で提出することも可能であること。その場合は、当該監査報告(署名のあるものを必要とすること。)を計算書類及びその附属明細書の前にとじ込み、原本を紙媒体で提出すること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格A4判に統一すること。また、当該人件費支出内訳表の監査報告(署名のあるものを必要とすること。)を内訳表の前にとじ込み、原本を紙媒体で提出すること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格A4判に統一すること。ただし内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

(4) 前二号の規定に関わらず、会計監査人を置かない学校法人にあっては、監査報告と人件費支出内訳表の監査報告を一体の監査報告として作成されている場合は、第五の3(1)の提出書類を、一体の監査報告の後に添付すること。

(5) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

なお、必要やむを得ない場合には、紙媒体で提出することも可能であること。その場合、収支予算書については、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別につづり、届け出ること。

第六 知事所轄学校法人における改正助成法施行規則の運用について

- 1 助成対象学校法人で知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第3条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略できるものとする。
- 2 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

第七 施行日等

令和7年三重県告示第153号及び第155号は令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る監査及び書類の提出から適用すること。令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士等の監査報告書については、令和7年三重県告示第154号（別紙1）により、なお従前の例によること。

第八 「平成28年度以後の監査事項の指定について」の廃止について

以下の通知は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止すること。

- ・平成28年度以後の監査事項の指定について（平成27年11月6日付け健福第16－744号、環生第02－226号 三重県健康福祉部長、三重県環境生活部長通知）

【担当】

環境生活部 私学課

TEL 059-224-2161

E-mail sigaku@pref.mie.lg.jp

子ども・福祉部 子どもの育ち支援課

TEL 059-224-2268

E-mail youhoqa@pref.mie.lg.jp

三重県告示第 153 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る監査から適用する。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けることとする。

三重県告示第 154 号

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項（平成 27 年三重県告示第 631 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、令和 6 年度の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 155 号

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る書類の提出から適用する。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。